

ベールクランプカウンターフォークリフト賃貸借仕様書

受注者が所有する、本書に定める仕様を満たす「ベールクランプカウンターフォークリフト（以下「物件という。）」を発注者に貸し渡すものとし、発注者は当該物件を借り受けるものとする。

1. 物件及び数量

ベールクランプカウンターフォークリフト：1台

2. 用途

本物件は、納入場所における容器包装プラスチック処理場にて、圧縮梱包した容器包装プラスチックベールの移動、積載の他、付帯作業に使用するものである。

3. 所有権

物件の所有権は、受注者に帰属するものとする。

4. 賃貸借形態

レンタル方式

5. 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで。

6. 納入物件の仕様等

(1) ベールクランプフォークリフト

- ①最大荷重：800 kg以上
- ②マスト揚高：2,900mm以上
- ③クランプ：長さ920mm以上、幅350mm以上
- ④クランプアームサイドシフト機能を装備しているもの。
最大サイドシフト量：左右共100mm以上
- ⑤トルクコンバーター式
- ⑥ディーゼルエンジン式（使用燃料：軽油）
- ⑦DPFレスであること。
- ⑧エンジン定格出力：40kw/2,200rpm以上、54ps/2,200rpm以上
- ⑨エンジン最大トルク：174Nm/1,800rpm以上、17.7kgfm/1,800rpm以上
- ⑩シングルタイヤとし、全輪ともノーパンクタイヤ装備とする。

- ⑪前面防護面（透明樹脂製）装備とする。
 - ⑫構内専用のため登録ナンバーは不要とする。
 - ⑬国土交通省国内特定特殊自動車排出ガス規制 2014 年基準適合車であること。
 - ⑭容器包装プラスチック処理に対する可能な限りの対策がなされているもの。
 - ⑮トヨタエルアンドエフ株式会社製「02-8FD15」と同等性能以上を有するもの。
- (2)受注者は、契約後速やかに物件の仕様について打合せを行うものとし、詳細な仕様は、発注者の指示によるものとする。

7. 納入期限及び、納入費用並びに、納入方法

- (1)納入期限は令和7年1月6日(月)午前9時までとし、納入日時は、事前に発注者、受注者双方で協議のうえ決定するものとする。また、納入費用は受注者の負担とする。
- (2)受注者は、納入時に積載車両等を使用する場合は、過積載をしてはならない。
- (3)受注者は、納入時に大型車両を使用する場合は、センター接続路である県道205号線が大型車通行禁止区間のため、事前に管轄警察署より通行許可を受けるものとし、当該区間を通行する際は、前面窓に当該許可証を外部から容易に確認できるよう確実に掲示するとともに、同許可証に記載の注意事項を遵守しなければならない。

8. 納入場所

逗子市池子4丁目956番地

(逗子市環境クリーンセンター内 容器包装プラスチック処理場)

9. 燃料費の費用負担

物件使用に係る燃料費は発注者の負担とする。

10. 損害保険の付帯

- (1)受注者は、物件に契約期間中有効な、自動車損害賠償責任保険及び、任意保険として対人賠償1名当たり無制限並びに、対物賠償無制限の損害保険を受注者の負担により契約していなければならないものとし、納入時に保険加入証明書類の写しを発注者に提出するものとする。また、更新の都度、その写しを発注者に提出するものとする。

(2) 物件の運転者は限定しないものとする。

11. 月次点検、特定自主検査の実施及び、故障時、緊急時の体制

- (1) 受注者は、物件の月次点検及び、労働安全衛生規則第 151 条の 21 に定める特定自主検査を実施しなければならない。また、物件の状態を常時良好に保つため、必要に応じ消耗品等の交換を実施するものとし、その費用は、すべて受注者の負担とし、賃借料に含むものとする。
- (2) 受注者は、前項の点検、検査、修理等は、原則月曜日に行うものとし、事前に発注者、受注者双方で協議のうえ日時を決定するものとする。
- (3) 受注者は、物件の故障時、緊急時には、迅速に対応できる体制を確立していなければならないものとする。
- (4) 受注者は、契約期間中に特定自主検査等で物件を引揚げる場合は、当該物件と同等以上の物件と入替えるものとし、契約期間中は物件を納入場所に常置しなければならない。この場合における引揚げ、納車、代替物件等はすべて受注者の負担とし、賃借料に含むものとする。

12. 賃借料

- (1) 賃借料は月払いとし、納入日の当月から費用が発生するものとし、以降、毎月末締め翌月払いとする。
- (2) 受注者は、契約単価により算定した金額に、消費税法の規定に基づく消費税及び地方消費税の額を加算して請求するものとし、合計額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (3) 発注者は、前項により正当な支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、これにより難いときは 45 日以内とする。

13. 安全管理

- (1) 受注者は、納入場所内で事故が発生したときは、直ちにけが人の救護及び、二次災害防止措置を行い、発注者に口答にて報告し、その後、書面により報告しなければならない。
- (2) 受注者が、発注者の施設、車両または第三者等に損傷、被害を与えた場合は、受注者の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。

14. 引揚げ日時及び引揚げに係る費用負担

契約解除後、物件引揚げ日時は、事前に発注者、受注者双方で協議のうえ決定するものとし、引揚げに関する費用等は受注者負担とする。

15. その他

- (1) 受注者は、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。）の他、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、関係法令等を遵守し、履行しなければならない。
- (3) 受注者は、契約上知り得た秘密事項及び、個人情報等を他人に洩らしてはならない。
- (4) 発注者は、契約内容について市民等に公表できるものとし、受注者は、これに同意するものとする。
- (5) 受注者は、納入場所内では、車内も含め全面禁煙とする。
- (6) 発注者は、受注者の行う業務が、この仕様書に適合にしないと認めたときは、受注者に対し適合するよう指示することができる。この場合において、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- (7) 本契約について疑義が生じた場合は、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者で協議のうえ定めるものとする。